

# 告 発 状

2007年9月13日

静岡地方検察庁 御 中

告発人ら代理人（代表）

弁 護 士 阪 口 徳 雄

外 1 1 名

当事者の表示 — 別紙当事者目録記載のとおり

## 告 発 の 趣 旨

被告発人●●●●の下記の行為は私文書偽造、同行使罪ならびに収支報告書の虚偽記載罪、被告発人坂本由紀子は被告発人●●●●と共同正犯または会計責任者監督怠慢罪に該当するので、早急に捜査の上、厳重に処罰していただきたく告発する。

## 記

### 第 1 被疑事実

#### 1 ●●●●（会計責任者）の被疑事実

- (1) 被告発人●●●●は、自由民主党静岡県参議院選挙区第2支部（以下「本件政党支部」という）の会計責任者であるが、株式会社ブケ東海（静岡県紺屋町9-9）から本件政党支部宛てに、平成16年5月10日に会議費名目の金87,537円の領収書1通（以下「本件領収書」という）の交付を受けていたので、政治資金規正法第12条に定める平成17年1月から同年12月の収支報告書を静岡県選挙管理委員会に提出するに際して、同

年の収支報告書に会議費を支出したかのごとく虚偽記載をしようと企て、行使の目的で欲しいままに本件領収書の「平成16年」の「6」を「7」と書き換え、もってあたかも平成17年5月10日に金87,537円を「会議費」として株式会社ブケ東海に支出したかのごとく偽造し、且つ、同年収支報告書に「平成17年5月10日、株式会社ブケ東海（静岡県紺屋町9-9）において会議を行い、その代金87,537円を支払った」旨の虚偽記載をし、平成18年2月16日、静岡県選挙管理委員会に上記偽造領収書を真正に成立したもののよう装って収支報告書に添付して交付、行使し、もって虚偽記載をした収支報告書を提出し、

- (2) 被告発人●●●●は、坂本由紀子静岡県東部後援会の会計責任者であるが、本件領収書の交付を受けていたので、政治資金規正法第12条に定める平成17年1月から同年12月の収支報告書を静岡県選挙管理委員会に提出するに際して、同年の収支報告書に会議費を支出したかのごとく虚偽記載をしようと企て、行使の目的で欲しいままに本件領収書の宛先を「本件政党支部」とあるのを「坂本由紀子静岡県東部後援会」と書き換え、且つ、「平成16年」の「6」を「7」と書き換え、もってあたかも平成17年5月10日に金87,537円を「会議費」として株式会社ブケ東海に支出したかのごとく偽造し、且つ、同年収支報告書に「平成17年5月10日、株式会社ブケ東海（静岡県紺屋町9-9）において会議を行い、その代金87,537円を支払った」旨の虚偽記載をし、平成18年2月16日、静岡県選挙管理委員会に上記偽造領収書を真正に成立したもののよう装って収支報告書に添付して交付、行使し、もって虚偽記載をした収支報告書を提出したものである。

## 2 坂本由紀子（参議院議員、元外務政務官）の被疑事実

被告発人坂本由紀子は本件政党支部の代表者であるが、上記1(1)(2)の行為について、●●●●と共謀しておれば、私文書偽造同行使罪ならびに収支報告書

の虚偽記載罪の共同正犯になり、仮に同人が知らなかったとしても、上記(1)の虚偽事実を記載した会計責任者を本件政治団体の会計責任者として選任し及び監督について相当の注意を怠り、もって政治資金規正法 25 条 2 項に違反したものである。

## 第 2 罪名及び罰条

被告発人●●●●は、刑法 159 条 1 項、私文書偽造罪、同行使罪ならびに政治資金規正法 25 条 1 項 3 号違反。

被告発人坂本由紀子は、共謀しておれば●●●●と同罪、仮に共謀がないとしても政治資金規正法 25 条 2 項違反。

## 告 発 の 理 由

### 1 (政治資金規正法における支出の真実記載義務と領収書写し提出義務)

法第 9 条 政治団体の会計責任者・・・・・・は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 すべての支出(略・・・・・・)並びに支出を受けた者の氏名及び住所・・・・その支出の目的、金額及び年月日

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

(会計責任者等が支出をする場合の手続)

第 11 条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、一件 5 万円以上のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面(以下「領収書等」という。)を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

第 12 条 1 政治団体の会計責任者は、・ ・ 当該政治団体に係るその年における収入、支出・ ・ を記載した報告書を、その日の翌日から 3 月以内に・ ・ ・ 都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、・ ・ ・ ・ 領収書等の写し（領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面）を併せて提出しなければならない。

政治団体の会計責任者は会計帳簿を備え、これに全ての収入・支出を記載すべく定められ、領収書もその都度徴収することが法的に義務づけられている。そして、その明細を法 12 条に基づき提出すること及び領収書の写しの添付が要求されている。したがって、常時、会計帳簿をつけ、その収支、支出の明細を記帳し、領収書をその都度徴収している限り、記載ミス等はありません。

## 2 領収書の偽造による虚偽記載

(1) ① 自由民主党静岡県参議院選挙区第 2 支部は坂本由紀子参議院議員が代表者であり、●●●●はその会計責任者である。

② 坂本由紀子静岡県東部後援会の代表（以下、単に「後援会」という）は庄司清和であり、その会計責任者は●●●●である。

(2) ① 本件政党支部の平成 17 年 1 月から同年 12 月までの収支報告書は、平成 18 年 2 月 16 日、静岡県選挙管理委員会に提出されていた。

その収支報告書の「組織活動費」に、

「支出の目的」 会議費

「金 額」 87,537 円

「支出年月日」 17. 5. 10

「支出を受けた者の氏名」 (株)ブケ東海

「支出を受けた者の住所」 静岡市葵区紺屋町 9-9

とする旨の記載がなされている（甲 1 号証）。

② 上記収支報告書に、上記①の金額を支出したとして領収書が添付されている（甲2号証）。

(3)① 本件後援会の平成17年1月から同年12月までの収支報告書は、平成18年2月16日、静岡県選挙管理委員会に提出されている。

その収支報告書の「組織活動費」に、

「支出の目的」 支部代表者会議費

「金額」 87,537円

「支出年月日」 17.5.10

「支出を受けた者の氏名」 (株)ブケ東海沼津

「支出を受けた者の住所」 沼津市寿町7-37

とする旨の記載がなされている（甲3号証）。

② 上記収支報告書に、上記①に沿う領収書が添付されている（甲4号証）。

(4) しかし、甲2号証の領収書のもとになる領収書は、本件政党支部の平成17年収支報告書に添付されていた領収書（甲5号証）を改ざんしたものであった。甲5号証の領収書の平成16年「6」を「7」と偽造しただけで、領収書の印影、収入印紙への消印、領収書番号「No.028214」、金額等は全て同一である。本件後援会添付の領収書（甲4号証）も同様に改ざんし、宛先を「坂本由紀子東部後援会」としたものである。

### 3 (1) (会計責任者の●●●●の責任)

① 領収書の年月日を上記のとおり改ざんすることは、刑法159条2項の私文書偽造罪、さらにその領収書を収支報告書のコピーに添付して提出したことは同行使罪に該当する。

② 会計責任者は、法12条の収支報告書の提出にあたって、その収支に関して虚偽の事実を記載することは法25条1項3号によって刑罰をもって禁止されている。しかし、同人は、第1被疑事実に記載のごとく虚

偽事実を記載したものである。仮に、故意がなくても、法27条2項により重過失による法的責任がある。

## (2) (代表者である坂本由紀子の責任)

坂本由紀子は本件政党支部の代表者であり、この報告書の虚偽記入、領収書の偽造に関与しているとすれば、同人も会計責任者と共同正犯である。仮に故意がなくとも、そのような会計責任者を選任し、且つ、監督に相当の注意を怠ったことは明らかである(政治資金規正法25条2項)。

相当の注意とは、社会通念に照らして客観的に何人もなすべき秩序の注意であるから、領収書を二重、三重に偽造して収支報告書に虚偽記載をする会計責任者を選任し、そのような違法な行為をなさしめたことは、会計責任者としての相当の監督を怠ったことが明らかである。

## 4 (政治家のカネの問題は実にルーズに処理されている)

政治家への信頼は代議制の根本である。信頼は政治家のカネを法律にそって処理することが最低の要件である。ところが、政治家、とりわけ権力を持つ政治家のカネはルーズに処理されている。

国会議員は、明らかな虚偽事実があっても、それを訂正することでこと免れるとしている。このようなときこそ真実解明は、公訴権限を独占している検察の役割である。多くの国民は検察にその役割を期待し望んでいる。とりわけ、国会議員である坂本由紀子には、政治資金規正法28条1項によって公民権を停止し、国会議員の資格を剥奪することが求められる。収支報告書を「訂正」してそのまま国会議員として居座ることは許されない。

政治資金規正法犯は形式犯ではない。国会議員等の金の透明性を欠く行為は、民主主義社会の秩序、根本規範に抵触する実質犯である。このような立場から、厳罰に処すことを望む。

以上のとおりであるので、会計帳簿を押収するなどして、早急に捜査し厳重に処分していただきたく告発する次第である。

以上

### 証 拠 資 料

- |         |   |
|---------|---|
| 1、甲第1号証 | 自由民主党静岡県参議院選挙区第2支部 平成17年<br>分収支報告書（抜粋）                                |
| 2、甲第2号証 | 甲1号証添付の領収書  |
| 3、甲第3号証 | 坂本由紀子静岡県東部後援会 平成17年分収支報告<br>書（抜粋）                                     |
| 4、甲第4号証 | 甲4号証添付の領収書  |
| 5、甲第5号証 | 自由民主党静岡県参議院選挙区第2支部 平成16年<br>分収支報告書（抜粋）ならびに同収支報告書添付の<br>平成16年5月10日付領収書 |

### 添 付 書 類

- |       |     |
|-------|-----|
| 1、委任状 | 6 通 |
|-------|-----|

告 発 人 目 録  
略

代 理 人 目 録  
略

被 告 発 人 目 録

〒422-8062 静岡市

被 告 発 人 ●●●●

〒100-8962 東京都千代田区永田町2丁目1番1号 参議院議員会館523号

被 告 発 人 坂 本 由 紀 子